第 1 部

調査の概要

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、社会教育行政に必要な社会教育に関する基礎的事項を明らかにすることを目的とする。 (昭和30年からほぼ3年に1度の割合で実施)

2 調査の種類、範囲及び主な調査事項

(1) 社会教育調査

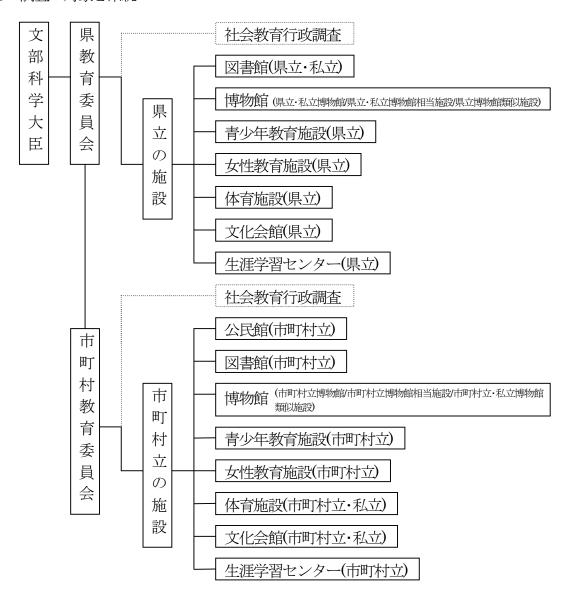
調査の種類	調査の範囲	主な調査事項
1社会教育行政	① 県教育委員会及び市町村教育委員会	 社会教育関係職員
調査	② 地方公共団体が実施する関連事業	に関する事項
h/n_E.	③ 県教育委員会が所管する生涯学習また	② 社会教育委員に関
	は社会教育の振興を目的として設置さ	する事項
	れている一般社団法人・一般財団法人	③ 社会教育事業の実
	(特例民法法人を含む。)	施状況
	(11/12/12/12/12/12/13/14/14/14/14/14/14/14/14/14/14/14/14/14/	(4) 関係法人数
2公民館調査	① 社会教育法第21条の規定に基づき設置	① 職員に関する事項
	された公民館	② 施設の状況
	② 同法第42条に規定する公民館類似施設	③ 設備の状況
	のうち、市町村が設置した施設で市町	(4) 事業実施状況
	村教育委員会が所管するもの	⑤ 利用状況
3 図書館調査	① 図書館法第2条に規定する図書館	
	② 同法第29条に規定する図書館同種施	
	設のうち地方公共団体が設置したもの	
4博物館調査	① 博物館法第2条に規定する博物館	
	② 同法第29条に規定する博物館に相当す	
	る施設	
	③ 博物館と同種の事業を行い、博物館相	
	当施設と同等以上の規模の施設	
5青少年教育施	青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研	
設調査	修を行い、併せてその施設を青少年の利用	
	に供する目的で、地方公共団体が設置した	
	社会教育施設	
6女性教育施設	女性又は女性教育指導者のために各種の研	
調査	修又は情報提供等を行い、併せてその施設	
	を女性の利用に供する目的で、地方公共団	
	体又は一般社団法人・一般財団法人(特例	
	民法法人を含む。) が設置した社会教育施設	

7体育施設調査	一般の利用に供する目的で、地方公共団体	
	又は民間が設置した体育館、水泳プール及	
	び運動場等のスポーツ施設	
8 文化会館調査	地方公共団体及び民間が設置する文化会館	
	(劇場、市民会館、文化センター等) で、	
	座席数300以上のホールを有するもの	
9生涯学習セン	地域における生涯学習を推進するための中	
ター調査	心機関として地方公共団体が設置した施設	

3 調査の期日

平成23年10月1日現在。ただし、事業実施状況及び利用状況等については、平成22年度間。

4 調査の対象と系統



5 利用上の注意

- (1) 本報告書に収録された数値は、本県が独自に集計したものであり、 文部科学省 が公表する数値をもって確定値とする。
- (2) 統計表の中の記号は次のように使う。
 - 「…」 計数を入手していない場合
 - 「一」 計数が「0」の場合
 - 「△」 減少を示す